

# 須恵町小規模事業者応援給付金 Q&A

- 制度について
- 給付について
- 申請について
- 必要な書類について
- 書き方について

---

## 制度について

---

### Q 1. どのような制度ですか？

A 1. 須恵町で事業を行っている小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下の事業者）で、新型コロナウイルスの影響により売上が大きく下がった事業者のかたを応援するため、給付金を給付する制度です。

### Q 2. どのような方が対象ですか？ (9/8 更新)

A 2. 以下のすべてにあてはまる方が対象です。

- ① 須恵町に主たる事業所または店舗があること。
- ② 常時使用する従業員（アルバイト・パートは含みません）が20人以下であること。（従業員を雇い入れておらず1人での営業者も対象となります。）
- ③ 設立または開業の日が令和2年1月1日以前であって、申請日時時点で閉鎖・廃業していないこと。
- ④ 個人事業主の場合は、主たる収入が事業（農業・営業等）収入であること。
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響で、令和2年1～12月のうち、どれか1か月の売上高が前年同月より30%以上減少していること。（創業1年未満の場合は令和元年12月等と比較してください。）

---

## 給付について

---

### Q 3. 給付額は？

A 3. 一事業者あたり一律10万円です。（給付は一事業者につき一回のみです）

**Q 4. いつごろ受け取れますか？**

A 4. 申請受付後、おおむね2週間程度で振り込みを予定しています。

---

**申請について**

---

**Q 5. 申請の手続き方法は？**

A 5. ホームページで様式をダウンロードし、添付書類と一緒に『須恵町役場 総務課 新型コロナウイルス対策室』あてに郵送してください。

**Q 6. 申請場所は？**

A 6. 須恵町役場 総務課 新型コロナウイルス対策室 「応援給付金」係 あてに郵送をお願いします。コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁はなるべくお控えください。

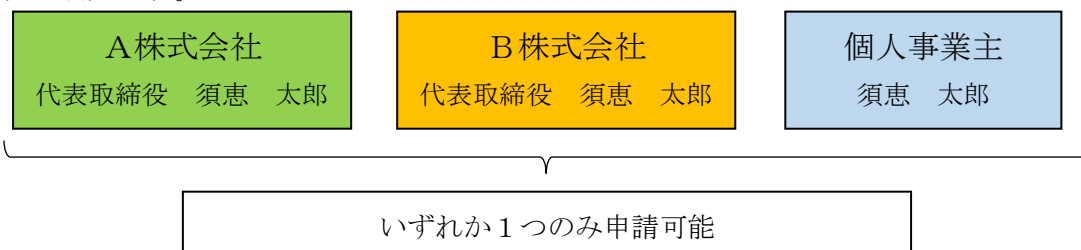
**Q 7. 常時雇用される従業員とは？**

A 7. 個人事業主や家族従業員、会社役員、短期のアルバイトやパート労働者ではない従業員のことで、ただし、アルバイトやパート従業員であっても、期間の定めがなく正規職員等と同様に就労している場合は、常時使用する従業員に含めます。

**Q 8. 複数の事業をしていますが、申請できますか？**

A 8. 代表者が複数事業所の代表者を兼ねている場合は、1事業所分のみ申請可能となります。

例) A株式会社、B株式会社、個人事業を行っている場合は、いずれか1つで申請が可能です。



**Q 9. 本店が須恵町以外の場所にあり、須恵町には営業所があります。この場合、須恵町で申請できますか？**

A 9. 商業登記簿謄本に記載されている所在地が須恵町であれば申請できます。

Q 1 0. 個人事業で、他の町でも事業をしていますが、申請できますか？ (5/22 追加)

A 1 0. 主たる事業所が須恵町にあれば、申請できます。

Q 1 1. 個人事業主で、令和元年は事情により事業収入が総収入の 50%以上になりませんでした。対象とならないでしょうか。(6/8 追加)

A 1 1. 例年の事業収入が総収入の 50%以上で、令和元年のみ 50%以上にならなかった場合、給付対象となる場合があります。詳しくは電話でおたずねください。

---

### 必要な書類について

---

Q 1 2. 書類は何を用意したらいいですか？ (5/22 更新)

A 1 2. 以下の書類をご用意ください。

- ① 給付金給付申請書 (様式第 1 号)
- ② 経営状況確認書 (様式第 1 号添付書類)
- ③ 月ごとの売上高がわかるものの写し (確定申告書の収支内訳書、損益計算書、売上台帳など)
- ④ 常時使用する従業員の人数がわかるものの写し (確定申告書、雇用保険番号の書類など)
- ⑤ 須恵町内で事業を営んでいることがわかるものの写し (法人は商業登記簿謄本、個人事業主は確定申告書の収支内訳書、開業届、各種許可書など)
- ⑥ 振込先がわかる書類の写し (金融機関名・店舗番号・口座番号・口座名義 (カナ) がわかるものの写し)
- ⑦ 本人確認書類の写し (法人は商業登記簿謄本、個人事業主は運転免許証、健康保険証など)
- ⑧ 個人事業主は事業収入が 50%以上であることがわかる書類の写し (確定申告書の 1 表など)

Q 1 3. 通帳のコピーの添付は必要ですか？ (5/22 追加)

A 1 3. 振込間違いを防ぐため、必ず金融機関名・店舗番号・口座番号・口座名義 (カナ) がわかる部分のコピーをご提出ください。

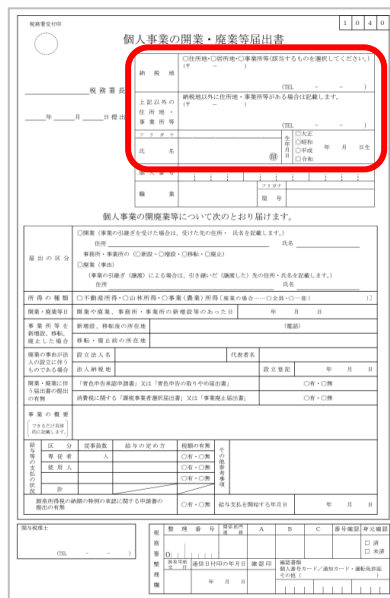
Q14. 須恵町内で事業を営んでいることがわかるものの写しは、何を添付したらいいですか？ (6/8 追加)

A14. 法人の場合は法人登記の写しを添付してください。  
 個人事業主の場合は収支内訳書や青色申告書（所得税確定申告に添付する横長の書類）、開業届、事業に関する免許や許可証で事業所の所在地が書いてあるものの、などの写しをどれか一つ添付してください。

◆ 収支内訳書や青色申告書



◆ 開業届



この部分の「事業所所在地」を確認します

---

## 書き方について

---

**Q 1 5. 常時使用する従業員がいない場合は、どのように記載したらいいですか？ (5/22 追加)**

A 1 5. 給付申請書（様式第1号）の「従業員数」のらんに「0人」と記載してください。また、人数がわかる資料として、確定申告書の収支内訳書の写しや常時使用する従業員の一覧表に従業員がいない旨を記載したものなどを添付してください。

**Q 1 6. 印鑑は何を使用したらいいですか？ (5/22 追加)**

A 1 6. 法人の場合は、法人の印鑑を押印してください。個人事業主の場合は、個人の印鑑を押してください。